



平成29年 4 月 28 日

各 位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員
植木 義晴
(コード: 9201 東証第1部)
問合せ先 財務部長 木藤 祐一郎
(TEL 03-5460-3068)

中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の決議により中間配当ができる旨の定款変更案を平成29年 6 月 22 日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度導入に関する件

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の当社定時株主総会にて次項記載の定款変更議案が承認可決されることを前提といたします。

2. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第 45 条 剰余金の配当は、以下の各号に定められた者に対し行う。 (1) 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者 (2) 社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 3 月 31 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 12 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者	(剰余金の配当) 第 45 条 剰余金の配当は、以下の各号に定められた者に対し行う。 (1)～(2) (現行通り) 2 <u>前項のほか、当会社は、一事業年度の途中において、一回に限り取締役会の決議によって以下の各号に定められた者に対し剰余金の配当 (配当財産が金銭であるものに限る) を行うことができる。</u> (1) <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者</u> (2) <u>社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に基づき振替機関より通知された毎年 9 月 30 日の株主のうちその有する株式の全部若しくは一部について本定款第 12 条第 2 項に基づき株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 22 日

以上